

死因究明等施策の推進について

厚生労働省 医政局 医事課
死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

死因究明等推進計画の策定までの経緯

令和元年
6月12日

基本法公布

<基本法の定め>

- ・厚生労働大臣を本部長とする死因究明等推進本部を設置
- ・本部において死因究明等推進計画の案を作成

令和2年
4月 1日

基本法施行

- ・内閣府から厚生労働省に総合調整機能が移管
- ・厚生労働省医政局に死因究明等企画調査室が設置

6月

第1回 死因究明等推進本部
・死因究明等推進計画検討会の設置

7月～
令和3年3月

死因究明等推進計画検討会
(計6回開催)

(3月8日 第6回検討会
報告書案の議論)

5月

第2回 死因究明等推進本部
・死因究明等推進計画の案の取りまとめ

6月 1日

死因究明等推進計画 閣議決定

以降3年毎に計画を見直し

死因究明等推進計画の概要

1 現状と課題

- 人口の高齢化を反映した死亡者数の増加
- 法医学教室の人員、検案を担う医師等の人材確保の必要性
- 死因究明等推進地方協議会の設置の促進、議論の活性化
- 公衆衛生の向上・増進等を目的とした解剖・検査等が適切に実施される体制整備の必要性

2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方

○死因究明等の到達すべき水準

- ① 死因究明等を重要な公益性を有するものとして位置付け
- ② 必要な死因究明等が実現される体制の整備
- ③ 客観的かつ中立公正に実施
- ④ 権利利益の擁護、公衆衛生の向上・増進、被害の拡大防止等にも寄与

○死因究明等の基本的な考え方

- 国の責務（具体的施策の実施）
- 地方公共団体の責務（地域の状況に応じた施策実施、地方協議会設置の努力義務）
- 大学の責務（大学における人材育成・研究実施の努力義務）
- 医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の関係者の相互連携
- 計画の対象期間は策定後3年を目安とする

3 死因究明等に関し講ずべき施策

- 基本法に定められた基本的施策を柱として、各省庁の取り組む施策を記載。（次頁）

4 推進体制等

- 3年に1回計画を見直し、毎年1回計画のフォローアップを実施
- 必要な人材確保、体制整備の明確化等を中長期的課題として明記

「死因究明等に関し講ずべき施策」に記載の主な施策

(1)死因究明等に係る人材の育成等

- ・ 専門的な死体検案研修会等の各種研修の充実による医師等の資質向上【厚生労働省】
- ・ 都道府県医師会や同歯科医師会と都道府県警察等との合同研修会等の実施【警察庁、海上保安庁】
- ・ 解剖・検査等の結果の検案医や読影する医師等への還元【警察庁、海上保安庁】

(2)死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- ・ 死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の維持・拡大【文部科学省】

(3)死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

- ・ 都道府県の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施【厚生労働省】
- ・ 地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定【厚生労働省】
- ・ 地方公共団体における専門的機能を有する体制整備の要請・協力【厚生労働省】

(4)警察等における死因究明等の実施体制の充実

- ・ より効果的・効率的な検視官の運用【警察庁】
- ・ 都道府県医師会、法医学教室等との連携強化【警察庁、海上保安庁】

(5)死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

- ・ 公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査に必要な報酬・備品、施設設備等の費用の支援【厚生労働省】
- ・ 検案する医師が法医学者に相談できる体制の構築、普及啓発【厚生労働省】
- ・ 地方における死因究明等の実施に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用して要請【文部科学省】

(6)死因究明のための死体の科学調査の活用

- ・ 薬毒物・感染症等検査の充実【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】
- ・ 死亡時画像診断の研修の更なる充実【厚生労働省】

(7)身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- ・ 歯科診療情報の活用のための大規模データベース構築に向けた検討の実施【厚生労働省】

(8)死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- ・ 死亡診断書（死体検案書）の電子的交付の検討【厚生労働省】
- ・ 解剖等データベースの整備【厚生労働省】
- ・ CDRについての検討【厚生労働省、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省】
- ・ 必要な関係行政機関への通報・情報共有【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】
- ・ 遺族等への丁寧な対応【警察庁、法務省、海上保安庁、厚生労働省】

(9)情報の適切な管理

- ・ 情報管理の重要性の周知徹底等を通じた情報の適切な管理【関係全省庁】

令和4年版「死因究明等推進白書」の全体像

➤ 「死因究明等推進白書」は、死因究明等推進基本法に基づき、国会に報告を行う法定白書であり、今回初めて作成するもの（閣議決定及び国会報告）。

«参考» 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）
（年次報告）

第9条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならない。

白書の構成

第1章 我が国における死因究明等の推進に向けた政府の取組

第1節 死因究明等推進基本法成立以前の主な取組

第2節 死因究明等推進基本法の成立

第3節 新たな死因究明等推進計画の策定

第2章 死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

第1節 死因究明等に係る人材の育成等

第2節 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

第3節 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

第4節 警察等における死因究明等の実施体制の充実

第5節 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

第6節 死因究明のための死体の科学調査の活用

第7節 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

第8節 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

第9節 情報の適切な管理

死因究明等推進計画に基づく新たな取組

死因究明拠点整備モデル事業の実施（検案・解剖拠点モデル事業）

- 公衆衛生の向上を目的とした死因究明の体制については、検査や解剖を行う体制が確立されていない地域があるなど死因究明を行うための体制整備に課題がみられる。
- こうした状況を踏まえ、死因究明等推進計画において、各地域において必要な死因究明が円滑に実施される体制が構築されるよう、国として必要な支援を行うこととされたところ。
- 令和4年度予算に新規事業として死因究明拠点整備モデル事業を計上（48百万円）。

【体制整備の課題】

- ・ 死体の搬送手段の確保
- ・ 検査や解剖を実施する医療機関の確保 等

【死因究明拠点】



- 死因究明に必要な連携・協力体制を構築するため都道府県等に「死因究明拠点」をモデル的に整備。
- モデル事業で得られた成果を全国に横展開。

検案現場へ検案医の
派遣を調整

医療機関・法医学教室
への死体の搬送を調整

対応可能な医療機関を調整

対応可能な法医学
教室を調整

【検案医】

- ・ 死体を検案
- ・ 検査や解剖の可否を判断



【葬儀業者】

- ・ 死体の搬送



【医療機関】

- ・ 死亡時画像診断等



【法医学教室】

- ・ 解剖
- ・ 薬毒物検査等



死因究明等推進計画に基づく新たな取組

死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの策定

- 各地域における死因究明等の取組を推進するため、死因究明等推進基本法において、地方公共団体は死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」）を設けるよう努めるものとするところ。
- 一方、未だ未設置だったり、設置されていても運営に課題があったりする地方公共団体も見られることから、死因究明等推進計画において、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを策定することとされた。

地方協議会の設置状況と監察医解剖等の実績（令和3年）

地方協議会運営マニュアルのポイント

都道府県	協議会 設置	監察医 解剖等 実績									
北海道	○	有	東京都	○	有	滋賀県	○	無	香川県	○	無
青森県	×	無	神奈川県	○	有	京都府	○	無	愛媛県	○	無
岩手県	○	無	新潟県	○	有	大阪府	○	有	高知県	○	無
宮城県	×	無	富山県	○	無	兵庫県	○	有	福岡県	○	無
秋田県	○	無	石川県	○	無	奈良県	×	有	佐賀県	○	有
山形県	○	無	福井県	○	無	和歌山県	○	無	長崎県	○	有
福島県	○	無	山梨県	○	無	鳥取県	○	無	熊本県	○	無
茨城県	○	有	長野県	○	無	島根県	○	有	大分県	○	無
栃木県	○	有	岐阜県	○	無	岡山県	○	有	宮崎県	×	無
群馬県	○	無	静岡県	○	有	広島県	○	無	鹿児島県	○	無
埼玉県	○	有	愛知県	○	無	山口県	○	有	沖縄県	○	有
千葉県	○	有	三重県	○	無	徳島県	○	無			

- 地方協議会を設置するための具体の手順を4ステップで紹介
- 議論の活性化に資するよう、具体の取組事例を紹介
 - ・東京都、滋賀県、大阪府、香川県、鹿児島県
- 先行自治体の参考にもなるよう、中長期的に取り組むべき課題についても紹介
 - ・死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
 - ・解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
 - ・法医学等の人材の育成・確保
- 地方版「死因究明等推進計画」策定の具体例を紹介（高知県）
- そのほか参考となる取組事例を紹介
 - ・茨城県筑波剖検センター、東京都、大阪府、高知県、福岡大学

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

死因究明等に係る人材の育成等①

- コロナ禍で集合形式の研修の実施が困難な中、検案を行う医師の検案能力の向上を目的とした「死体検案講習会」・死亡時画像診断を行う医師等の読影能力等の向上を目的とした「死亡時画像読影技術等向上研修」を、WEBサイトでのオンデマンド形式により実施し、その利便性を活かして修了者数を大幅に増加

【死体検案講習会】

- 検案業務に従事する機会が多い一般臨床医等を対象に、検案能力の向上を目的として講習会を開催し、検案体制の強化を図る。



座学

- ・死体解剖保存法等の法律
- ・検案制度の国際比較
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法など



実習

- ・監察医務院や各大学法医学教室等において現場実習

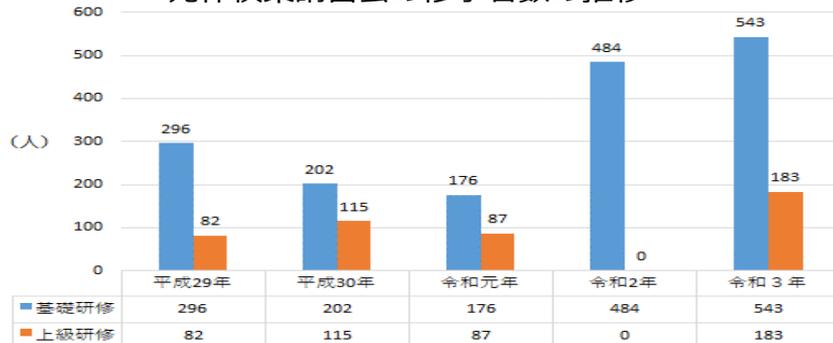
○令和2年度以降

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド形式の講義を導入
- ・受講者の募集人員を増加

○令和3年度

- ・受講者の募集人員を更に増加

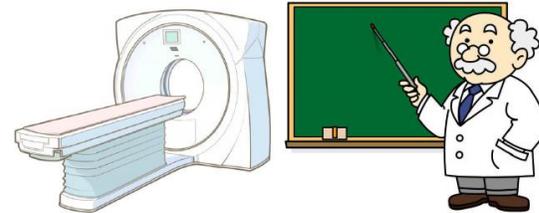
死体検案講習会の修了者数の推移



令和3年度は修了者が726人に増加（前年度比242人増）

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。



座学

- ・死亡時画像診断における法令・倫理、診断、検査技術等

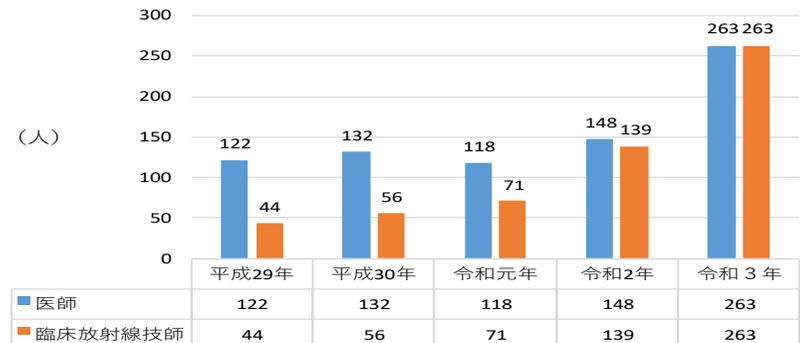
○令和2年度以降

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド形式の講義を導入

○令和3年度

- ・受講生の募集人員を増加

死亡時画像診断読影技術等研修の修了者数の推移



令和3年度は修了者が526人に増加（前年度比239人増）

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

死因究明等に係る人材の育成等②

- 警察及び海上保安庁において、死体取扱業務に関する多様な研修機会を設け、人材育成を推進
- 都道府県医師会や都道府県歯科医師会と都道府県警察等による合同研修会等を開催し、連携を強化



警察大学校における法医学者による講義



海上保安学校における鑑識上級研修



都道府県歯科医師会と都道府県警察の合同研修

・警察大学校等において、**検視官や検視官補助者を対象**とした研修を実施

・都道府県警察学校等において、**一般の警察官等を対象**とした研修を実施

・**検視官2名を警察庁指定広域技能指導官（検視部門）に指定し**、都道府県警察の枠組みを越えた指導を推進

・**16大学の法医学教室**に海上保安官を研究生等として派遣して研修を実施

・海上保安学校において、**鑑識・死体取扱業務に係る研修・検定**を実施

・管区海上保安本部に**法医学者を招致して講義**を受講

・**21都道府県警察**において、都道府県医師会等との合同研修会等を開催

・**20都道府県警察**において、都道府県歯科医師会等との合同研修会等を開催

・**6海上保安本部**において、都道府県医師会（歯科医師会）との合同研修会等を開催

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- 基礎研究医養成活性化プログラムにより、法医学等の分野における人材を養成するためのキャリアパスの構築までを見据えた体系的な教育を実施する大学に必要な経費を支援

1. 平成29年度開始事業に選定された各大学の実績（死因究明等推進基本法施行前からの取組）

大学 ※()内は連携大学	事業名称	養成人材 ※()内は令和3年度までの受入人数	キャリアパスに関する主な計画
筑波大学 (自治医科大学, 獨協医科大学)	病理専門医資格を担保した基礎研究医育成	病理専門医、臓器別病理専門医 (病理学・法医学分野合わせて14人)	・基礎医学系ポスト、病院講師ポスト等を確保
千葉大学 (群馬大学, 山梨大学)	病理・法医学教育イノベーションハブの構築	病理研究医、法医学研究医 (病理学・法医学・その他分野合わせて16人)	・大学院、附属病院、法医学教育センターにおける特任助教ポスト等を確保
東京大学 (福島県立医科大学, 順天堂大学)	福島関東病理法医連携プログラム「つなぐ」	病理専門医 (病理学分野14人)	・病理学講座、附属病院における助教ポスト等を確保
名古屋大学 (名古屋市立大学, 岐阜大学, 三重大学, 浜松医科大学, 愛知医科大学)	人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成	病理学研究医、法医学研究医 (病理学・法医学分野合わせて121人)	・基礎医学領域、統合医薬学領域の特任助教ポスト等を確保
横浜市立大学 (琉球大学, 北里大学, 龍谷大学)	実践力と研究力を備えた法医学者育成事業	法医学研究者 (法医学分野3人)	・法医学関連領域のポスト等を確保

2. 令和3年度開始事業に選定された各大学の実績（死因究明等推進基本法の施行を受けて新たに支援）

大学 ※()内は連携大学	事業名称	養成人材 ※受入は令和4年度から開始	キャリアパスに関する主な計画
金沢大学 (秋田大学, 金沢医科大学)	医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成	大学院生、医師、歯科医師、看護師、警察職員、児童相談所職員、法学研究者	・特任助教ポストを2席確保するとともに、海外研究員ポストの確保に努める ・児童相談所等の地域法医ポストを2席確保
滋賀医科大学 (京都府立医科大学, 大阪医科薬科大学)	地域で活躍するForensic Generalist, Specialistの育成	大学院生、医師、歯科医師	・連携校間での助教ポストを有効活用 ・拠点校において特任教員を複数確保

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

警察等における死因究明等の実施体制の充実

- 警察において、今後の死亡数の増加に対応するべく、現場の映像等をリアルタイムで検視官に送信する映像伝送装置の整備・活用を推進するとともに、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討
- 海上保安庁において、鑑識官の整備を推進するとともに死体取扱業務に必要な資機材等を整備

映像を送信する警察署捜査員・確認する検視官

警察署捜査員(現場)



映像送信・報告

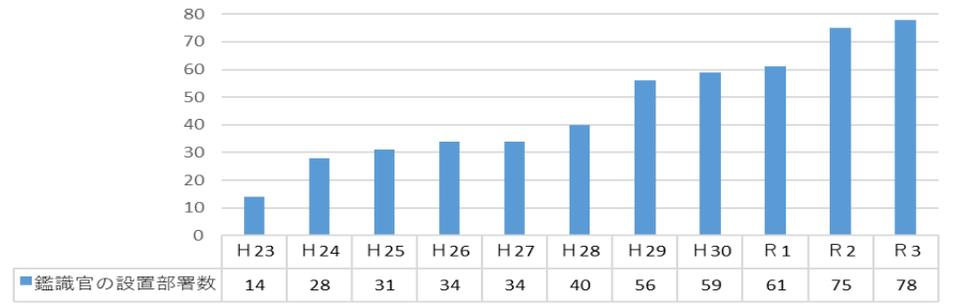
事件性の判断・指導



検視官(他の現場)

現場に臨場できない場合であっても、リアルタイムで状況を把握することが可能

鑑識官の設置部署数の推移



※各年4月1日時点の数



検視室



遺体保存用冷蔵庫

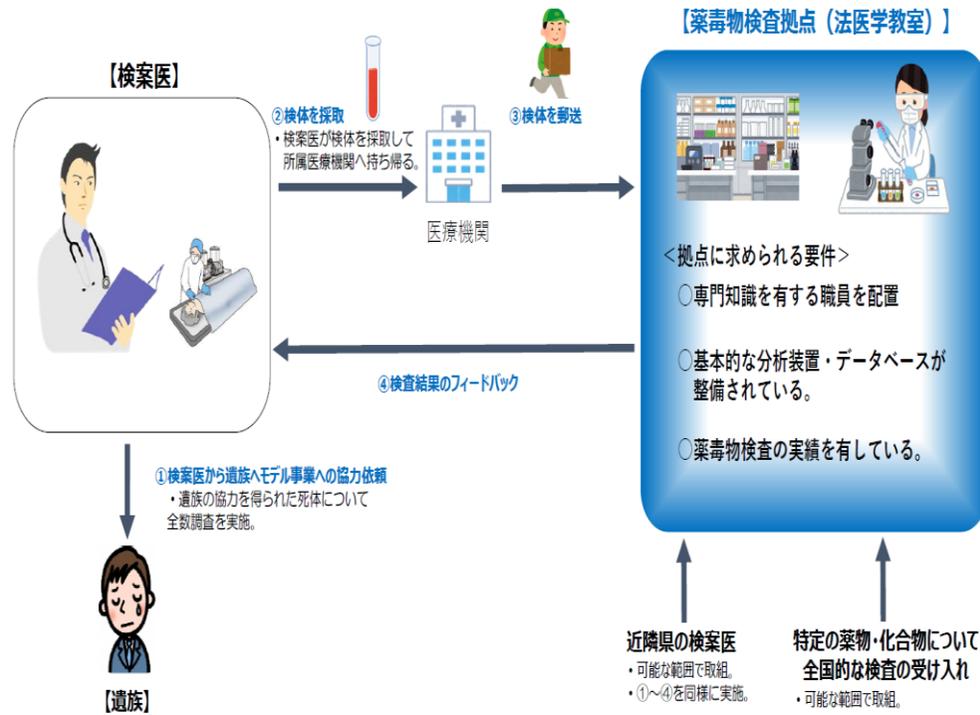
- ・ 海上保安部署3部署に鑑識官を増員配置
- ・ 3部署に検視室及び遺体保存用冷蔵庫を整備

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

死因究明のための死体の科学調査の活用

- 薬毒物検査を円滑に実施するための薬毒物検査拠点整備モデル事業を令和4年度予算に新規計上
- 警察及び海上保安庁において必要な検査を確実に実施

死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）



- ・ 令和4年度予算に新規予算として48百万円を計上
- ・ モデル都道府県に薬毒物検査拠点を設置予定

簡易検査キットによる薬物検査



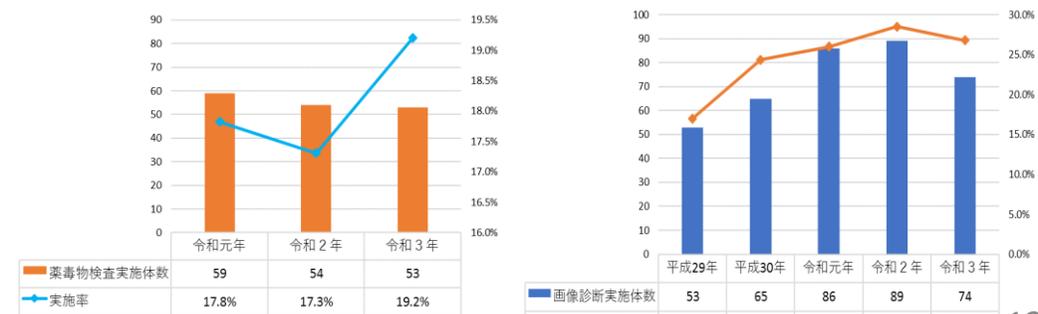
死亡時画像診断



警察における薬毒物検査・死亡時画像診断の実施体数等の推移



海上保安庁における薬毒物検査・死亡時画像診断の実施体数等の推移



※平成29、30年の数値未把握

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

- 異状死死因究明支援事業により、解剖、死亡時画像診断等に係る費用を支援
- 死亡時画像診断システム等整備事業により、施設・設備の整備に要する費用を支援

異状死死因究明支援事業

目的

○ 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進すること。

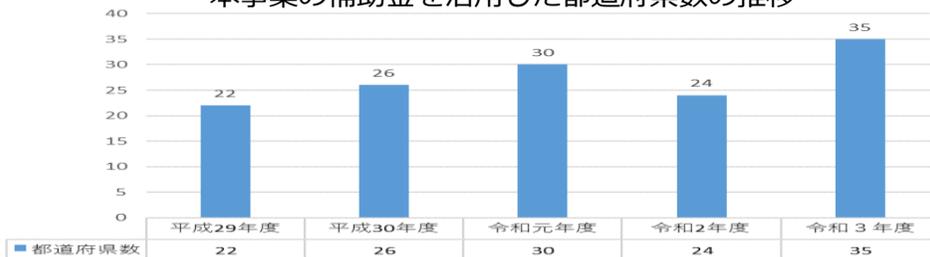
事業内容

○ 補助先：都道府県 ○ 補助率：1/2

- ① 法医学教室との連携等により、都道府県の判断で解剖を実施
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
- ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施
- ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費（旅費、謝金、会議費等）の財政的支援

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき実施するものを除く。

本事業の補助金を活用した都道府県数の推移



※令和3年度は交付決定を行った都道府県数

死亡時画像診断システム等整備事業

目的

○ 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する都道府県等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ること。

事業内容

○ 補助先：都道府県等 ○ 補助率：1/2

① 施設整備

死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室）の支援

② 設備整備

死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）の支援



【本事業の補助金を活用した都道府県数】

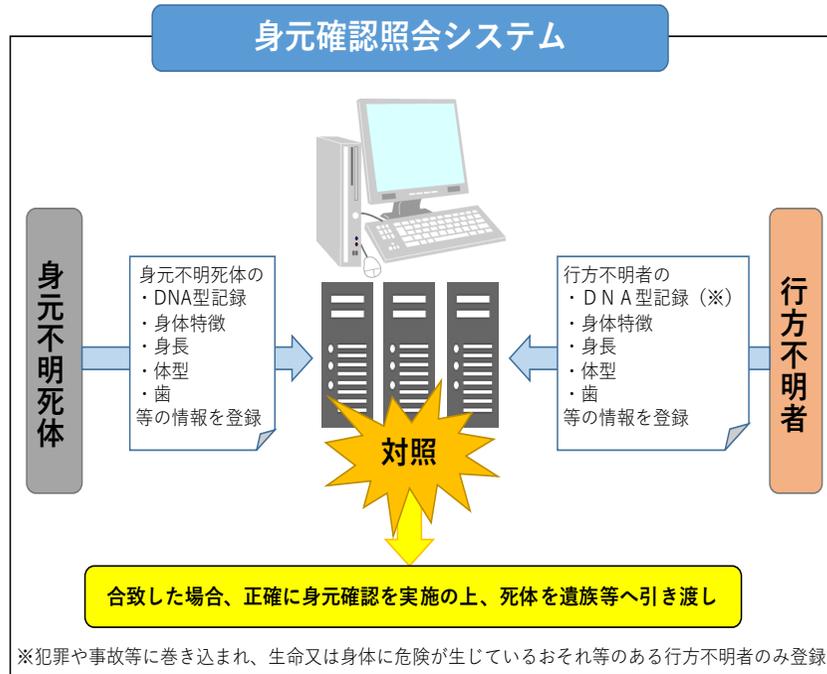
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
都道府県数	3	1	3	2	1

※令和3年度は交付決定した都道府県数

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- 警察において、「身元確認照会システム」を適正かつ効果的に運用



警察における身元不明死体票作成数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
身元不明死体票作成数	897	802	651	661	518

警察における身元不明死体の身元確認件数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
身元確認件数	307	267	175	205	191

死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- 厚生労働省において、予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的として、予防のための子どもの死亡検証（CDR）モデル事業を推進。

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

目的

- 子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、死に至る直接の経緯に関する様々な情報を基に死亡原因に関する調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出す予防のための子どもの死亡検証（CDR）の実施体制の整備を一部の都道府県で試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、他機関検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体・補助率等

- ◆実施主体：都道府県
- ◆補助率：国10/10

事業実績

- ◆実施自治体数：9自治体（群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県、高知県、福島県、北海道）

子どもが死亡した際に複数の関係者が死亡した経緯に関する様々な情報をもとに死亡原因に関する調査を行い、効果的な予防対策を検討するCDRモデル事業

令和3年度は新たに2道県において実施（計9道府県）

令和4年度 死因究明等体制の推進に向けた支援 (厚生労働省施策の概要)

令和4年度予算額(令和3年度予算額)
254,896千円(229,939千円)

○死因究明拠点整備モデル事業【新規】

47,507千円(0千円)

各都道府県において、監察医制度の有無等にかかわらず、公衆衛生の向上・増進等を目的とした検査・解剖等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルを形成する。

○異状死死因究明支援事業【拡充】

115,861千円(107,544千円)

異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政支援を行う。また、死因究明等推進計画に基づき、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。

○死亡時画像診断システム等整備事業

死亡時画像診断および死体解剖の実施に必要な医療機器整備及び施設整備について財政支援を行う。

(医療施設等設備整備費補助金(令和4年度予算案22億円)、医療施設等施設整備費補助金(令和4年度予算案27億円)の内数)

○異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

10,494千円(40,760千円)

死因究明等推進計画に基づき、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等に活用していくため、異状死死因究明支援事業等を通じて得られた解剖や死亡時画像診断の事例について、収集・分析を行う。

○死体検案講習会費

19,526千円(19,526千円)

検案業務に従事する機会の多い一般臨床医、警察医を対象に、検案能力向上を目的とする講習会を開催する。死因究明等推進計画に基づき、平成26年度から日本医師会に委託している「死体検案講習会」について、引き続き、内容を充実させ全国で複数回開催する。

○死亡時画像読影技術等向上研修

11,235千円(11,235千円)

死亡時画像についての放射線科医師の読影技術、診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施する。

また、死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、検証結果を踏まえ、研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。

○死体検案医を対象とした死体検案相談事業

36,498千円(36,498千円)

監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医)が死体検案を行っており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医(法医学を専門とする医師)に相談できる体制構築経費に対する支援を行う。

※上記記載の事業の他、検討会等の実施・運営に関する経費として13,775千円(14,376千円)を計上している。

死因究明拠点整備モデル事業

令和4年度予算案(令和3年度予算額)
47,507千円(0千円)

目的

死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画(令和3年6月1日閣議決定)において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

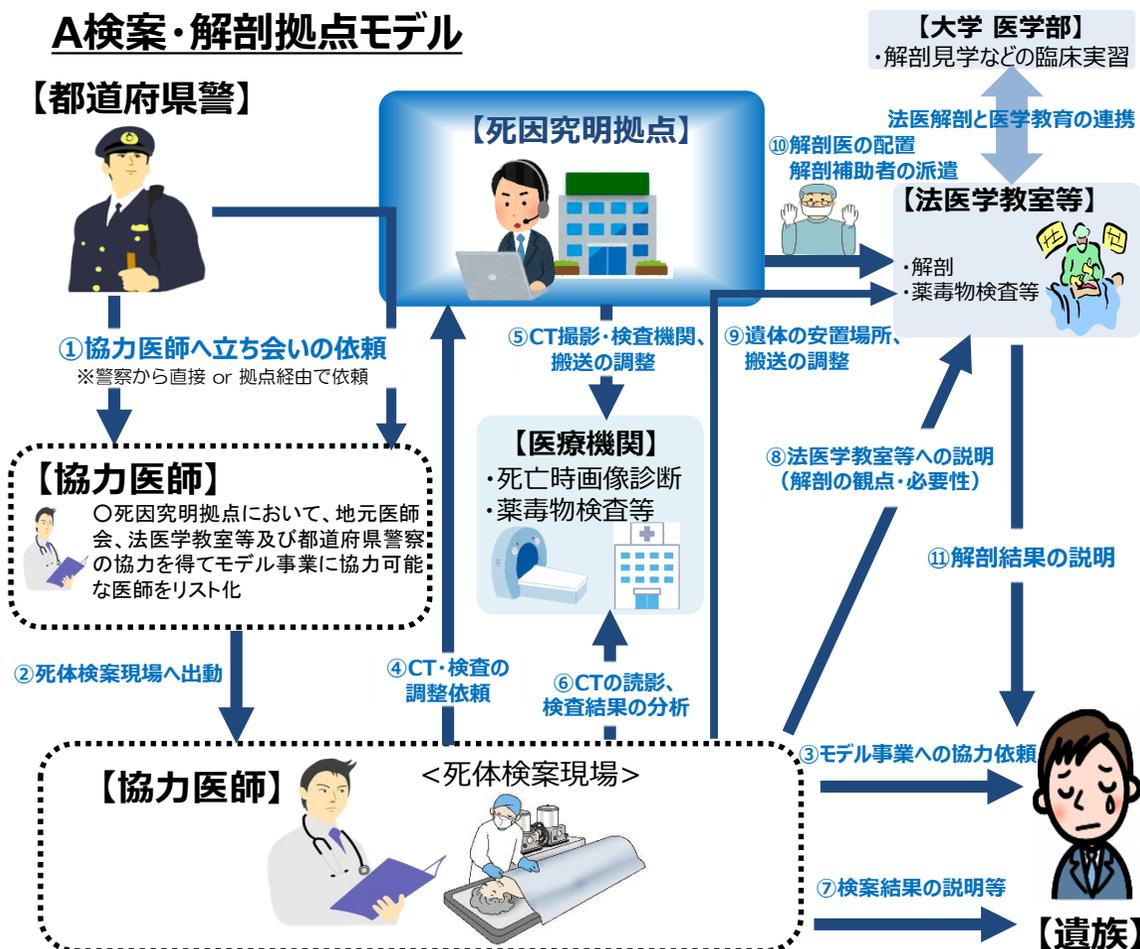
事業内容

地方公共団体や大学法医学教室等への委託により、各地域の状況に応じた死因究明体制として、**A検案(※)・解剖拠点モデル**、**B検査拠点モデル**を整備する。拠点整備の成果は、今後自治体向けのマニュアル等に反映し、横展開を図る。

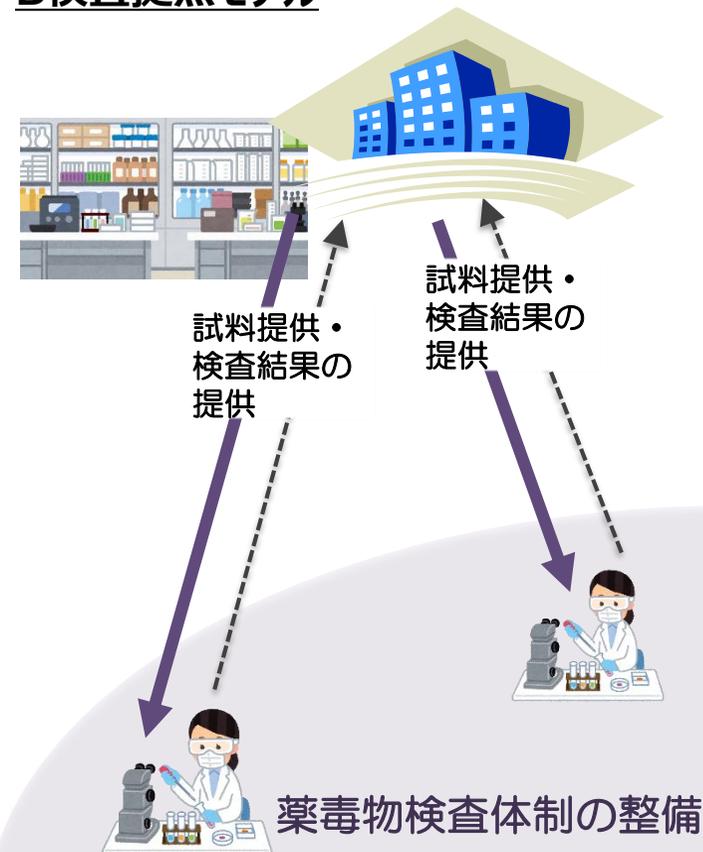
(※)…医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること

A検案・解剖拠点モデル

【都道府県警】



B検査拠点モデル



異状死死因究明支援事業

令和4年度予算案(令和3年度予算額)
115,861千円(107,544千円)

目的

- 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

事業内容

○補助先:都道府県、厚生労働大臣が認める者 ○補助率:1/2

- ① 法医学教室との連携等により、都道府県の判断で解剖を実施
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
- ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施
- ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費
(旅費、謝金、会議費等)の財政的支援

※「警察等が取り扱う死体の死因
又は身元の調査等に関する法律」
に基づき実施するものを除く。

死亡時画像診断システム等整備事業

令和4年度予算案(令和3年度予算額)

設備分: 医療施設等設備整備費補助金22億円(34億円)の内数
施設分: 医療施設等施設整備費補助金27億円(53億円)の内数

目的

- 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図る。

事業内容

①設備整備

死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)の支援

②施設整備

死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室)の支援



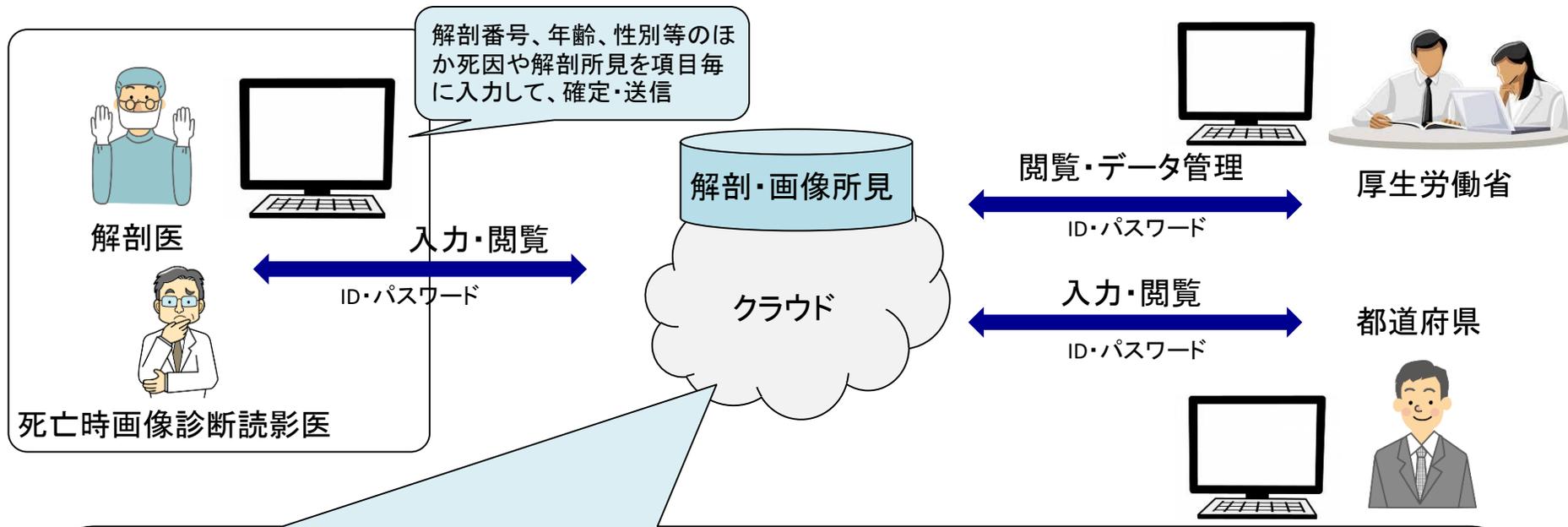
異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

—解剖・死亡時画像診断全国データベースシステム」の構築—

令和4年度予算案(令和3年度予算額)

10,494千円(40,760千円)

- ✓ 専用アプリケーションの開発により、大学医学部法医学教室等が異状死死因究明支援事業等により実施した解剖や死亡時画像診断の所見等を収集し、クラウド上にデータを蓄積するシステムを構築。
- ✓ データ蓄積を進め、ID・パスワードを用いて内容の真正性とセキュリティを担保しつつ、厚生労働省や都道府県、各大学法医学教室等における閲覧・出力を可能とすることにより、疾病・事故の再発防止等、公衆衛生向上のための分析への活用を推進する。



【送信に伴う出力データのイメージ】

約200程度の変数

最大2万件程度の変数

解剖番号	年齢	性別	死亡年月日	死因	死因の種類	顔面所見	頭部所見
18-001	4	男	H30.10.2	肺炎	1.病死	蒼白であり...	損傷なく...
18-002	40	女	H30.10.4	全身打撲	2.交通事故	額部...	挫滅状で...
18-003	15	男	H30.8.13	熱中症	8.その他

...

死体検案講習会

令和4年度予算案(令和3年度予算額)
19,526千円(19,526千円)

1. 目的

一般臨床医、警察医の死体検案能力の向上

2. 講習日程・内容

2日間



座学中心

- ・死体解剖保存法などの法律
- ・検案制度の国際比較
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法など

現場での実習



監察医務院や各大学法医学教室
などにて現場実習

1日間



座学中心

- ・家族への対応について演習
- ・法医学教室でのスクーリング(実習)を受けて症例報告

修了

【これまでの課題】

平成25年4月から死因・身元調査法の施行に伴い、警察署長に検査の実施及び解剖の実施を行う権限が付与されたが、これらの実施に当たっては法医学的知識をもった医師のスクリーニングがなければその適正な実施は見込めない。

【死因究明等推進計画(R3.6.1)】

厚生労働省において、(中略)引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。また、(中略)基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、(中略)全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。

【具体的な取組】

○平成26年度以降

- ・日本医師会に委託し、全国複数箇所で実施(平成25年度までは全国1箇所のみ)
- ・関係学会等と連携して、研修内容の更なる充実

死亡時画像診断読影技術等向上研修

令和4年度予算案(令和3年度予算額)
11,235千円(11,235千円)

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- 異状死等の死因究明の推進を図るため、CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施する。

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

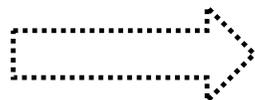
- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。

(参考)死亡時画像診断モデル事業のイメージ

協力施設



- ・死亡時画像を撮影する医療機関、施設等
- ・死因究明支援事業を実施している大学等



画像データ等を
分析委員会へ提供

分析委員会



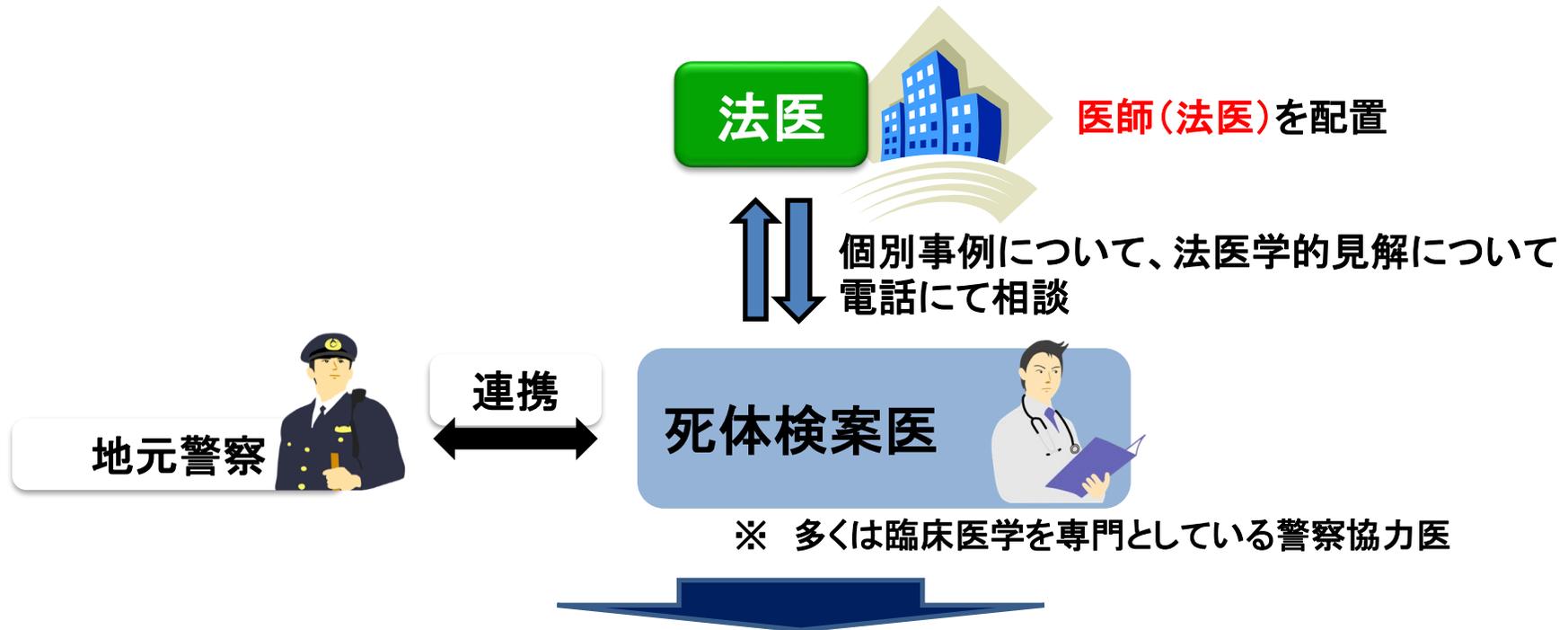
＜日本医師会に画像を分析し評価する組織を設置＞

- 関係学会等の協力により、専門とする委員によって構成
- 医療機関から提供を受けた画像データや臨床データを踏まえて、死亡時画像診断の有用性について分析・評価を実施
- 専門家による評価によって、死亡時画像診断が有効な事例や条件などをとりまとめ、日本医師会が実施する研修の内容に反映

死体検案医を対象とした死体検案相談事業

令和4年度予算案(令和3年度予算額)
36,498千円(36,498千円)

- 監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医)が死体検案を行っている。
- 死因究明推進計画においては、**検案の実施体制の充実**が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医(法医学を専門とする医師)に相談できる体制が必要。



- 死因判定の難しい検案において法医の意見を仰ぎ、より正確な死因判定が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、**我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。**